

東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び東京
都市公平委員会共同設置規約の変更について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 11 月 27 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 3 項において準用する同
法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定による。

東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び東京
都市公平委員会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により、昭和病院組合を脱退させ、平成 27 年 4 月 1 日から武蔵野市を加入させ、地方公務員法の引用条番号の変更について、東京都市公平委員会共同設置規約を次のとおり変更する。

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

第一条 東京都市公平委員会共同設置規約（昭和四十二年四月一日規約第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「法第九条第六項」を「法第九条の二第六項」に改める。

別表中「、昭和病院組合」を削る。

第二条 東京都市公平委員会共同設置規約の一部を次のように改正する。

別表中「立川市」を「立川市、武蔵野市」に改める。

附 則

- 1 この規約は、東京都知事へ届出の日から施行する。ただし、第一条による改正後の別表の規定は平成二十六年八月一日から適用し、第二条による改正後の別表の規定は平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規約第二条の施行の際、現に武蔵野市公平委員会に対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求は、この規約による公平委員会に対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求とみなす。